



ラオス商工業省からの公告と企業登録に関する通知について

2024年6月26日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 政府ウェブサイトでの公告サービスに関する通知について

2023年12月、商工業省企業登録局から「企業登録実務に関するガイドライン（No.2406）」（以下「ガイドライン」）が発行されました（詳細はニュースレターをご覧ください）。



会社法及びガイドラインでは、会社が減資を行う際、債権者への通知として、新聞または政府のウェブサイトで少なくとも3回公告することが定められています。これまで新聞での公告が一般的でした。

その後、2025年5月に、商工業省企業登録局は新たに「国家企業データベースサイトでの公告サービスに関する通知（No.0122）」（以下「通知」）を発行し、減資だけでなく、解散、合併、分割、増資の際にも、この政府サイト上で公告ができるようになったことを案内しました。

会社法及びガイドラインに規定する公告の回数及び時期は以下の通りです。

内容	目的	タイミング	回数
減資 (会社第116条、第118条)	①債権者保護のため ②減資完了通知	①減資決議後 ②減資手続き完了後 (減資後の登録資本金登録完了後)	①少なくとも3回。不連日であってもよい（ガイドライン）。 ②1回
増資 (会社法第118条)	増資完了通知	増資手続き完了後（増資後の登録資本金登録完了後）	1回
解散	①清算人選出の通知 ②資産分与及び債務清算完了通知	①解散決議後 ②資産分与及び債務清算完了後	①1回 ②1回
合併 (会社法第159条)	債権者や第三者に対し、異議申し立	合併決議後	少なくとも1回



	ての機会を与えるため		
分割 (会社法第 159 条)	債権者や第三者に 対し、異議申し立 ての機会を与える ため	分割決議	少なくとも 1 回

国家企業データベースサイト (<http://www.ned.moic.gov.la/>)への公告料は、1回につき 200,000 キープと定められています。

なお、新聞へ公告する場合、記事のサイズにもよりますが、一番小さいサイズ (12 cm × 18 cm) の公告料は一回 125,000 キープであり、18 cm x 16 cm の場合は、170,000 キープが相場となっています。また、実務上、新聞掲載の場合、1か月間で 10 回の掲載や 3 か月で 10 回の掲載を提案してくる場合もあります。また、記事を証拠として取り置く必要がある点にもご注意ください。

2. 納税者番号未登録企業に対する通知について

2024 年 10 月に商工業省企業登録局より、2024 年 4 月 29 日以前に企業登録をおこなった会社で、納税者番号を取得していない法人又は納税者番号は取得しているけれども、企業登録書に記入されていない法人は、2025 年 3 月中に新しい企業登録書に納税者番号が記載された企業登録書の発行申請を行う必要があることを通知しました。

該当する企業は、個人事業も含め、全国で数万社にのぼり、日本人が関与している会社も約 20 社あるとされています。

しかしその後、オンライン企業登録へのシステム移行期 (2024 年 11 月の 1 か月間) で、新しい企業登録書の発行ができない状態が発生しました。このため、対応期限が 2025 年 3 月から 12 月 31 日までに延長されました。

なお、この期限までに対応しない企業は、企業登録書の使用が停止され、「事業を行っていない会社」としてリストに掲載され、罰金等が科せられる可能性があるため、早めの対応が必要です。

以上

〈注記〉



ONE ASIA LAWYERS

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。